

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第4条第2項第1号に基づく公表）

(単位：千円)

基金の名称		旧優生保護法補償金等支払基金	
基金設置法人名		独立行政法人福祉医療機構	
基金の額		今回造成額	86, 208, 678
		造成完了時における残高	94, 039, 865
	(うち国費相当額)	今回造成額	86, 208, 678
		造成完了時における残高	94, 039, 865
基金事業等の概要		本事業は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「旧優生保護法補償金等支給法」という。）に基づき、独立行政法人福祉医療機構に基金を造成し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に補償金等を支給するものである。	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期		令和11年度
	採択事業の最終的な終了予定時期		旧優生保護法補償金等支給法上規定なし
	基金の解散予定時期		旧優生保護法補償金等支給法上規定なし
基金事業等の目標		個人情報取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の補償金等の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		旧優生保護法補償金等支給法第40条により、独立行政法人福祉医療機構に基金を設置することとされている。	
その他の事項			